



2025年9月4日

各 位

会社名株式会社 E L E M E N T S
代表者名代表取締役社長 長谷川 敬起
(コード番号：5246 東証グロース市場)
問合せ先 執行役員 C F O 山田 洋輔
(TEL 03-4530-3002)

臨時株主総会招集のための基準日設定及び資本金の額の減少（「その他資本剰余金」の増加）に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025年11月20日開催予定の当社臨時株主総会のための基準日設定及び下記のとおり資本金の額の減少について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 当社臨時株主総会に係る基準日等について

当社臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2025年9月30日（火）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、当社臨時株主総会における議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日：2025年9月30日（火）
- (2) 公告日：2025年9月15日（月）
- (3) 公告方法：電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）

<https://ir.elementsinc.jp/library/>

2. 資本金の額の減少の内容

(1) 本件の目的

当社は、以下のとおり、将来の資本政策の機動性や柔軟性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行うものであります。

なお、本件は、発行済株式総数は変更せず、資本金の額のみを減少いたしますので、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではありません。また、当社の純資産額にも変動はありませんので、1株あたり純資産額に変更が生じるものではありません。

(2) 減少する資本金の額

資本金の額を36,722,800円から26,722,800円減少し、10,000,000円といたします。

なお、資本金の額の減少の効力を生ずる日までに、当社が発行している新株予約権が行使された場合及び新株式が発行された場合には、新株予約権の行使に伴い株式が発行されること及び新株式が発行されることにより増加する資本金の額と同額分を合わせて減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替えます。

(3) 資本金の額の減少の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額的全額を、その他資本剰余金に振り替えます。

(4) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2025年11月30日を予定しております。

3. 日程

- (1) 取締役会決議日：2025年9月4日
- (2) 債権者異議申述公告日：2025年10月29日（予定）
- (3) 株主総会決議日：2025年11月20日（予定）
- (4) 債権者異議申述最終期日：2025年11月29日（予定）
- (5) 効力発生日：2025年11月30日（予定）

4. 今後の見通し

本件は、純資産の部における勘定科目間の振替処理であり純資産の変動はなく、当社の業績に与える影響はありません。なお、本件は、2025年11月20日開催予定の当社臨時株主総会において承認可決されることを条件としております。

以上